

固定資産税の課税免除についてのお知らせ

猿払村では「猿払村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、下記の要件に該当する場合は、申請により固定資産税の課税免除が受けられます。

対象地域

- ・猿払村全域（産業振興促進区域内）

対象者

- ・青色申告をしている個人または法人

対象業種

- ・製造業
- ・旅館業
- ・情報サービス業等（インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）
- ・農林水産物等販売業

対象となる要件

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得、製作、建設又は改修（増築、改築、修繕または模様替え）をした設備（家屋及び償却資産）で、その取得等の金額が下表に該当するもの。

対象業種	個人又は資本金の額等が 5,000万円以下の法人	資本金の額等が 5,000万円超 1億円以下の法人	資本金の額等が 1億円超の法人
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 (※)	500万円以上 (※)

※資本金の額等が5,000万円超の事業者については、新設または増設に係る取得の場合に限られ、改築、修繕または模様替えの場合は対象となりません。

注1 家屋は、建物及び付属設備のうち、直接事業に供する部分が対象になります。

注2 土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内にその敷地に建設の着手があった場合に限る。

裏面に続く⇒

課税が免除となる期間

- ・対象資産に係る固定資産税を最初の年度から3ヵ年度まで課税免除

申請期間

- ・課税免除を受けようとする年の1月31日まで

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、下記の添付書類とともに役場住民課税務係へ提出してください。

<提出書類>

- ・固定資産税課税免除申請書

※申請書等のデータ(word形式)は猿払村ホームページに掲載してあります。

掲載ページ:「くらしの情報」⇒「税金」⇒「固定資産税の課税免除について」

<添付書類>

- 1 会社の概要について、次の事項を記載した書類
 - ア 会社設立年月日
 - イ 資本金
 - ウ 会社の沿革及び現況
 - エ 既存事業場の所在地及び名称、生産能力及び従業者数等
 - オ 最近2期の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 - カ 定款
- 2 事業場見取図
 - ア 事業場位置図
 - イ 事業場内配置図
 - ウ 設備配置図
- 3 生産工程図
- 4 その他参考になるもの

その他

2年目以降(継続分)の申請については、「固定資産税課税免除申請書」のみの提出となりますので、その他資料を添付する必要はありません。

猿払村役場住民課税務係
電話:01635-2-3133(住民課直通)